

2026年4月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

武市薬局株式会社

女性職員が働きやすく活躍できる雇用制度を確立するため、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1

年次有給休暇取得率を40%以上とする。

対策

有給休暇取得アラートを発信し、利用を促す・
有給休暇の利用について従業員へ周知案内する

目標2

女性労働者の育児休業取得率を75%以上とする。また、それを周知する

対策

育児休業制度について希望者へ労務担当者より個別説明会を実施する

目標3

行動計画期間中の時間外労働を平均30時間未満とする。

対策

月に1度現状把握の機会を設け、原因別に対策をたて、PDCAで継続改善する。

以上

2026年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

武市薬局株式会社

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を提供することにより、すべての職員がその能力を十分に発揮し、かつ地域社会の次世代育成支援対策に貢献するため、以下の通り行動計画を策定する。

3. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

4. 内容

目標1

年次有給休暇取得率を40%以上とする。

対策

有給休暇取得アラートを発信し、利用を促す・
有給休暇の利用について従業員へ周知案内する

目標2

男性労働者の育児休業取得率を50%以上とする。また、それを周知する

対策

育児休業制度について希望者へ労務担当者より個別説明会を実施する

目標3

行動計画期間中の時間外労働を平均30時間未満とする。

対策

月に1度現状把握の機会を設け、原因別に対策をたて、PDCAで継続改善する。

以上